○厚生労働省告示第二百八号

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十一号）第五条第一項（同令第七条において準用する場合を含む。）及び第四十四条第一項（同令第四十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成十八年厚生労働省告示第五百三十八号）を次のように改め、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十四年三月三十日

厚生労働大臣　小宮山洋子

第三号中「又は別表第二」を「から別表第三まで」に改める。

別表第五を別表第六とし、別表第四を別表第五とし、別表第三を別表第四とし、別表第二の次に次の一表を加える。

別表第三（第三号関係）

区分	科目	時間数	備考
講義	重度の肢体不自由者の地域生活等に関する講義	二	社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和六十二年厚生省令第四十九号）附則第四条及び第十三条に係る別表第三第一号に定める基本研修（以下「基本研修」という。）に相当する研修課程
	基礎的な介護技術に関する講義	一	
	コミュニケーションの技術に関する講義	二	
	喀痰（かくたん）吸引を必要とする重度障害者の障害と支援に関する講義・緊急時の対応及び危険防止に関する講義①	三	基本研修に相当する研修課程
	経管栄養を必要とする重度障害者の障害と支援に関する講義・緊急時の対応及び危険防止に関する講義②	三	基本研修に相当する研修課程
演習	喀痰（かくたん）吸引等に関する演習	一	基本研修に相当する研修課程
実習	基礎的な介護と重度の肢体不自由者とのコミュニケーションの技術に関する実習	三	
	外出時の介護技術に関する実習	二	
	重度の肢体不自由者の介護サービス提供現場での実習	三・五	
合計		二〇・五	

（注）

この表に定める研修の課程は、別表第一、別表第二並びに社会福祉士及び介護福祉士法施行規則附則第四条及び第十三条に係る別表第三第一号に定める内容を含むものとする。

○厚生労働省告示第二百九号

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係省令の整備等及び経過措置に関する省令（平成二十四年厚生労働省令第四十号）の施行に伴い、厚生労働大臣が定める離島その他の地域（平成十八年厚生労働省告示第五百四十号）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十四年三月三十日

厚生労働大臣　小宮山洋子

本文中「、第二百十四条第二項」を削る。

○厚生労働省告示第二百十号

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成二十二年法律第七十一号）の施行に伴い、指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等（平成十八年厚生労働省告示第五百四十四号）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十四年三月三十日

厚生労働大臣　小宮山洋子

第一号イ中「(6)まで」を「(5)まで」に改め、同イの(1)の㈠のａのⅲ中「障害者支援施設」の下に「、児童福祉法第七条第一項に規定する障害児入所施設（以下「障害児入所施設」という。）」を加え、同ａのⅳ中「障害者雇用支援センター、同法第三十四条に規定する障害者就業・生活支援センター」を「障害者就業・生活支援センター」に改め、同㈡のｂ中「児童福祉施設最低基準」を「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」に改め、「該当するもの又は」の下に「障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成十八年厚生労働省令第百六十九号）による廃止前の」を加え、同ｂのⅰ中「障害者支援施設」の下に「、障害児入所施設」を加え、同ｂのⅱ中「障害福祉サービス事業」の下に「、児童福祉法第六条の二第一項に規定する障害児通所支援事業」を加え、同(1)の㈡のａ中「指定相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成十八年厚生労働省告示第五百四十九号。以下「相談支援事業従事者基準」という。）」を「指定地域相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成二十四年厚生労働省告示第二百二十六号）、指定計画相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成二十四年厚生労働省告示第二百二十七号）及び指定障害児相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成二十四年厚生労働省告示第二百二十五号）（以下「相談支援事業従事者基準」と総称する。）」に、「のみ」を「又は指定相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものを廃止する件（平成二十四年厚生労働省告示第二百十二号）による廃止前の指定相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成十八年厚生労働省告示第五百四十九号。以下「旧相談支援事業従事者基準」という。）に定める相談支援従事者初任者研修のうち指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等の一部を改正する件（平成二十四年厚生労働省告示第二百十号）による改正前の指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等の別表第二に定める内容」に改め、同㈡のｂ中「相談支援事業従事者基準」を「旧相談支援事業従事者基準」に、「適用日前又は適用日以後」を「平成二十四年四月一日前」に改め、「者（」の下に「平成二十四年四月一日前に当該研修の受講を開始し同日以降に修了したものを含む。」を加え、同号イ中(2)を削り、(3)を(2)とし、(4)から(6)までを(3)から(5)までとし、同号ホ中「第五十六条第一項、第七十条第一項又は第百七条に規定する指定児童デイサービス事業所、基準該当児童デイサービス事業所又は」、「第九十六条、第百八条第一項、」、「指定児童デイサービス、基準該当児童デイサービス」、「第九十七条第一項、第百八条第一項、」、「指定児童デイサービス事業所、基準該当児童デイサービス事業所」及び「又は(3)㈠」を削り、「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十五年三月三十一日」に改め、同号ホを同号ヘとし、同号ニを削り、同号ハ中「独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成十四年法律第百六十七号）第十一条第一号の規定により独立行政法人国立重度知